

令和 6 (2024) 年 9 月 24 日
 総 合 教 育 会 議 資 料
 教育総務課・学校教育課

柏崎市立小・中学校学区再編方針の改訂及び指針の設定について（案）

学区再編を今後も継続的に進めるにあたっては、令和 4 (2022) 年度から令和 5 (2023) 年度の 2 年間に亘って行われた学区等審議会の審議や答申の内容、地域住民や保護者から寄せられた学校統合に対する意見、児童・生徒数の推移を反映させ、更に統一性と計画性を持って取り組む必要がある。

については、令和 3 (2021) 年 12 月に策定した学区再編方針（以下「R3 方針」という）の一部を下記のとおり改訂するとともに、付随事項について指針を設定する。

記

【柏崎市立小・中学校学区再編方針の改訂】

1 統合検討基準（追加）

- (1) 中学校の統合については、生徒数が 40 人未満で推移することが複数年にわたり見込まれる最初の年度に統合できるよう、遅くともその 3 年前には検討を開始する。

《参考：近い将来に生徒数が 40 人未満になると推測される中学校》

北条中学校：令和 10 (2028) 年度以降 [検討開始目安：令和 7 (2025) 年度から]

- (2) 小学校の統合については、複式学級が 3 学級となることを見込まれる年度に統合できるよう、遅くともその 3 年前には検討を開始する。なお、鯖石小学校は令和 10 (2028) 年度から複式 3 学級になると見込まれるが、高柳小学校との統合から間もないことから統合検討基準の対象から除外することとし、今後の在り方については保護者や学校現場と定期的に情報共有や意見交換を行いながら個別に検討する。

《参考：近い将来に複式 3 学級になる可能性が高い小学校》

① 北条小学校：令和 12 (2030) 年度以降 [検討開始目安：令和 7 (2025) 年度から]

※北条中学校と同時に検討を開始

② 大洲小学校：令和 13 (2031) 年度以降 [検討開始目安：令和 10 (2028) 年度から]

③ 内郷小学校：令和 13 (2031) 年度以降 [検討開始目安：令和 10 (2028) 年度から]

- (3) 統合の組合わせ校については、広報かしわざき令和 4 (2022) 年 2 月号で公表した「市立小・中学校適正規模、適正配置推進ロードマップ」を基本案として維持するが、具体的な検討においては対象校区保護者等の要望も考慮して判断する。また、統合の時期については、毎年算出する児童生徒数の推移を前記(1)(2)の基準に照らし合わせて随時見直しを行う。

- (4) 通学範囲については、文部科学省が示す 1 時間以内を目安とし、通学距離に応じてスクールバス等による通学支援を行う。また、本市の気象状況や地理的要素等を考慮し、通学距離は小学校が概ね 2.5 km 以内、中学校が概ね 3.0 km 以内とする。

《参考：通学距離の状況等》

■ 県内小・中学校におけるスクールバスの運行距離について、令和 5 (2023) 年度かつ確認可能な範囲ではあるが、20 km 以上 25 km 未満が 9 路線、25 km 以上 30 km 未満が 6 路線、30 km 以上が 6 路線（最長は約 43 km）。

■ 文部科学省が全国を対象に実施した「令和 5 年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」における『統合後における通学時間が最も長い児童生徒』

(小学校) 30 分以上 40 分未満	34 %	(中学校) 30 分以上 40 分未満	33 %
40 分以上 50 分未満	26 %	40 分以上 50 分未満	30 %
50 分以上 60 分未満	13 %	50 分以上 60 分未満	24 %

■ 中央教育審議会初等中等教育分科会において、徒歩通学の場合は「小学生が 4 km、中学生が 6 km を過ぎると心理的ストレスがかかる可能性がある」のに対し、スクールバスの場合は「小・中学生ともに長時間の乗車でもストレスは確認されなかった」という調査結果が報告されている。

■ 本市の小・中学校における徒歩通学距離は、小学生が 2.5 km 以内（最長登校時間 38 分～43 分前後：15 分（冬期以外）～17 分（冬期）/1 km で計算）、中学生が冬期以外は 4.5 km 以内（最長登校時間 50 分前後：11 分/1 km で計算）、冬期は 3.5 km 以内（最長登校時間 46 分前後：13 分/1 km で計算）。なお、成人の平均歩行速度は 10 分/1 km（冬期以外）。

2 「主体的・対話的で深い学び」の更なる推進（追加）

柏崎市教育委員会では、「本市の将来を担う子ども達へより望ましい教育環境を提供するためには、一定の児童生徒数の確保が必要」との考えの基、教育環境の整備に取り組んでいる。その理由の一つに、我が国の学校教育の指針である学習指導要領に示されている小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」の実践がある。「主体的・対話的で深い学び」は、「学びに向かう力や人間性」「社会や生活で生きて働くための知識や技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」など、『子ども達が将来をたくましく生きていくために必要となる資質・能力』を育むことを目的に、全国の小・中学校で実践されている。この『資質・能力』を子ども達にしっかりと根付かせるためには、多種多様な考えや状況に触れ、それを多くの仲間と共有し、検証し、理解を広げ、深めていくことが必要である。

3 学区等審議会（変更）

令和 4 (2022) 年度から令和 5 (2023) 年度の 2 年に亘って行われた学区等審議会の審議や答申の内容、地域住民や保護者から寄せられた学校統合に対する意見は、R3 方針にある全ての統合案件に共通するものであることから、踏襲して今後の統合協議に反映させる。また、今後は教育委員会主導で地域や保護者との統合協議を進めることとし、新たな学区等審議会での審議が必要と認める場合は設置を検討する。

【柏崎市立小・中学校学区再編方針の改訂に伴う付随事項の指針設定】

1 学区外就学

複式学級に在籍または在籍予定の児童生徒、統合検討の対象または対象となる可能性が高い少人数校に在籍または入学予定の児童生徒が、人数の多い学校への就学を希望する場合は学区外就学申請書の提出を認める。なお、スクールバス等の通学支援は行わない。

2 小規模特認校

北条小学校を令和 1 2 (2030) 年度から「生活科」「総合的な学習の時間」等の探究学習に特色を有する小規模特認校とすることの是非について、令和 7 (2025) 年度から検討を開始する。

なお、中学校は生徒が心身ともに大きく変化する過程にあり、「主体的・対話的で深い学び」のより効果的な実践が生徒の未来に大きく寄与するとの考えから、小規模特認校は設けない。

《参考：小規模特認校とは》

自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心に、特色ある教育を展開し、学区外からでも入学を許可することのできる学校のこと。新潟県内には新井南小学校(妙高市)、太田小・中学校(長岡市)、栃窪小学校(南魚沼市)、後山小学校(南魚沼市)、見附第二小学校(見附市)、田井小学校(見附市)、上北谷小学校(見附市)などがある。

3 第五中学校施設の利活用

第五中学校と東中学校の統合が実現した場合、市内に 2 カ所ある教育センター機能を第五中学校施設内へ移転させ、児童生徒の学習支援及び学校教職員の資質向上のための事業を効率的かつ効果的に実施する。

あわせて、同施設において「学びの多様化学校（不登校特例校）」的事業を展開し、多様化する教育ニーズへの対応強化を図る。

《参考：学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）とは》

不登校児童生徒のために特別の教育課程を編成して教育を実施できる学校。令和 6 (2024) 年度は全国で公立学校 2 1 校、私立学校 1 4 校の計 3 5 校が存在する。なお、新潟県内には設置されていないが、上越市や糸魚川市が令和 6 (2024) 年度から設置の検討を開始している。

本市においては、不登校児童生徒の適応支援や学習支援などの「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」を学校の設置ではなく、支援事業として展開する。

なお、集団生活が苦手な児童生徒の適応支援や学習支援などについては、在籍校での対応を基本とする。